

退職後の健康保険比較表

令和4年4月1日版

No.	選択肢	任意継続被保険者	国民健康保険被保険者	家族の被扶養者	
1	概要	トッパングループ健康保険組合の被保険者資格を 任意に継続 する (※被扶養者は、健保組合の資格審査が必要です)	自営業者などと同じく一般の国民健康保険の被保険者となる	子供などの 就労(社会保険に加入)している家族の被扶養者 になる	
2	加入期間	退職日の翌日から 2年間	制限なし(※74歳まで)	制限なし(※74歳まで)	
3	加入要件	退職日までに継続して 2ヵ月以上 の被保険者期間があること	他の健康保険に加入していないこと ※高齢厚生年金の受給者は「退職被保険者」と呼ばれます	家族が加入している健康保険組合で 被扶養者として認定 されること 目安:①年収が60歳未満→130万円未満、60歳以上→ 180万円 未満 ②入れてもらう家族の年収の 1/2未満	
4	窓口負担率	通院・入院 3割 (被保険者・被扶養者)			
5	保険料	<ul style="list-style-type: none"> ■健康保険料 退職時標準報酬月額×9.5/100(9.5%) ※令和3年度上限=月36,100円 ■介護保険料 退職時標準報酬月額×1.76/100(1.76%) ※令和3年度上限=月6,688円 ■健康保険料+介護保険料=11.26/100(11.26%) ※令和3年度上限=月42,788円 	市区町村により異なる。 住所地の市区町村役所国民健康保険担当課へ問い合わせる ※市区町村によっては保険料の減免制度有り	被保険者である家族が負担(被扶養者の人数で保険料は変わらない)	
	備考	※ 退職時の等級 を基に保険料を計算するので金額は 2年間殆ど変わらない。 ※前納割引有り	※加入者全員の 前年の収入 を基に保険料を計算するので金額は 収入によって変わる。 ※市区町村によっては保険料の減免制度有り		
(例:令和●年5月20日退職後働いていない場合)					
任意継続と国民健保の保険料決定方法					
		令和×年	5/21 令和●年	4/1 令和▲年(翌年)	4/1 5/21 令和■年
			資格喪失(退職の翌日)	年度切り替え	年度切り替え
任継			退職時の等級を基に保険料を決定		▶ 期間満了(2年)
国保			令和×年(1~12月)の収入を基に保険料決定	▶ 令和●年(1~5月)の収入を基に保険料決定	▶ 令和▲年の収入を基に保険料決定
6	資格喪失	①加入期間(2年間)を満了したとき ②再就職により他の健康保険に加入したとき ③被保険者が死亡したとき ④75歳になったとき(後期高齢者該当) ⑤保険料を期日(10日)までに納入しないとき ⑥被保険者が喪失を申請した翌月1日が到来したとき	①他の健康保険に加入したとき ②死亡したとき ③75歳になったとき(後期高齢者該当)	①他の健康保険に加入したとき ②死亡したとき ③75歳になったとき(後期高齢者該当) ④扶養減の届出をしたとき	
7	メリット	①在職中と同様の 付加給付 (窓口負担30,000円以上で給付金が支給) ②被扶養者の保険料負担なし ③直営・契約保養所を在職中と同様に利用できる ④広報誌「HOKEN」を自宅へ郵送	前年収入が少ないほど保険料は安くなる	①保険料負担なし ②家族が加入している健保の 給付 が受けられる	
8	デメリット	①事業主負担分を含む保険料全額が個人負担となる(負担は在職時の 約2倍強 に増加) ②保険料が下がることはない(収入が減る人は 2年目から国保に比べ割高)	①「被扶養者」という考え方がない(1人1人に保険料が発生) ②法定給付のみの給付	特になし	
9	特定健診	対象:35歳~74歳の加入者 検査項目:法定項目に加え、 付加項目有り (がん検査など)	対象:40歳~74歳の加入者 検査項目: 法定項目のみ (市区町村によっては付加項目有り)	家族が加入している健保の基準による	
10	手続きの期限	退職日の翌日から 20日以内 (保険証は保険料入金後に配付)	退職日の翌日から 14日以内	期限なし(退職日の翌日以後に家族が届け出る)	
11	手続きの窓口	トッパングループ健康保険組合	住所地の市区町村役所 国民健康保険担当課	家族が加入している健康保険	